

福岡市公報

令和6年4月15日 第7045号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○特定調達契約等に係る提案の募集 (第107号).....	1
○特定調達契約等に係る落札者の決定 (第108号).....	2
○福岡市橋本駅前土地区画整理事業の事業計画の変更案の縦覧 (第109号).....	3
交 通 局	
○福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部改正 (規程第14号).....	3

公 告

福岡市公告第107号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等に係る提案を募集するので、福岡市契約事務規則の特例を定める規則第5条の2の規定により次のように公告する。

令和6年4月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 募集する事項
し尿管理システム構築・保守業務委託に係る提案
- 2 提案書の提出期限
令和6年5月27日午後4時(郵送による場合は、同日午後4時までに必着とする。)
- 3 詳細は、提案競技募集要項による。
- 4 提案競技募集要項を次のとおり配布する。
 - (1) 方法
本市ホームページからのダウンロードにより配布する。
URL <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/kateigomi/business/shinyoteiannkyougi.html>
 - (2) 期間
この公告の日から令和6年4月25日午後4時まで

【英文の要約】

SUMMARY

1. Subject matter of the proposal
Development, operation and maintenance of a system to manage human waste collection
2. Time-limit for the submission of the proposal:
4 p.m., May 27, 2024
(Submission by post to arrive by 4 p.m., May 27, 2024)
3. For details, refer to the Proposal Explanation Form.
4. The Proposal Explanation Forms are available as follows:
 - (1) Distribution Method
Online: Fukuoka City Website
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/kateigomi/business/shinyoteiannkyougi.html>
 - (2) Period
From the date of this notice to 4 p.m., April 25, 2024

福岡市公告第108号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和6年4月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
特別児童扶養手当システム構築・保守業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 総務企画局DX戦略部システム刷新課	令和6年3月8日	佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7 株式会社 佐賀電算センター	56,525,700円	令和5年12月11日

福岡市公告第109号

土地区画整理法第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、福岡市橋本駅前土地区画整理事業の事業計画の変更案を2週間公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令第3条の規定により次のように公告する。

なお、この事業計画（都市計画において定められた事項を除く。）に意見がある利害関係者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、福岡市長に意見書を提出することができる。

令和6年4月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 縦覧開始の日
令和6年4月15日
- 2 縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市役所（福岡市情報プラザ）
- 3 縦覧時間
午前9時から午後8時まで

交 通 局

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和6年4月15日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第14号

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程の一部を改正する規程

福岡市高速鉄道乗車料金等条例施行規程（昭和56年福岡市交通事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「ICカード」という。）の次に「及び同条第7項に規定する管理者が認める媒体（以下「管理者が認める媒体」という。）」を加え、「乗車する場合は」を「乗車する場合には」に改める。

第7条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「ICカード」の次に「及び管理者が認める媒体」を加える。

第10条中第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

(1) 媒体料金

ア 大人媒体料金

- イ 小児媒体料金
- (2) 割引媒体料金
 - ア 割引大人媒体料金
 - イ 割引小児媒体料金

第21条の4の次に次の1条を加える。

(媒体料金)

第21条の5 媒体料金及び割引媒体料金の額は、別表第6の2のとおりとする。

第23条の2の次に次の1条を加える。

(管理者が認める媒体を乗車券とみなす場合の取扱い等)

第23条の3 この規程に定めるもののほか、条例第13条の2の規定により管理者が認める媒体を乗車券とみなす場合の取扱いその他管理者が認める媒体の利用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第26条第6項を削る。

第58条第1項中「ICカード」の次に「及び管理者が認める媒体」を加え、「第8章まで」を「この章から第8章までにおいて」に改める。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第6の2

区分		額
媒体料金	大人	別表第2に定める大人普通料金の額
	小児	別表第2に定める小児普通料金の額
割引媒体料金	大人	別表第2に定める割引大人普通料金の額
	小児	別表第2に定める割引小児普通料金の額

別記様式第1号(表)及び様式第4号(表)中

「定期券・はやかけん(記名式)購入・変更申込書」を

「定期券・はやかけん(記名式)購入・変更申込書」に、
※通勤定期券の継続購入の場合(通用期間終了から1年以内)は本申込書の記載は必要ありません。

「※小児用「はやかけん」を購入の際には、生年月日の記載がある証明書等の提示が必要です。」を

「※「はやかけん」を購入の際には、デポジット500円が現金で必要です。
 ※小児用「はやかけん」を購入の際には、生年月日の記載がある証明書等の提示が必要です。」に

改める。

別記様式第7号中

大正	昭和	平成	西暦
----	----	----	----

 年 月 日 を

西暦	年	月	日
----	---	---	---

 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

